

メタバースを活用した「佐渡島の金山」の新たな魅力発信コンテンツ制作による  
佐渡ファン獲得事業 業務委託仕様書

1 業務名

メタバースを活用した「佐渡島の金山」の新たな魅力発信コンテンツ制作による佐渡ファン獲得事業（以下、「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

令和6年7月の「佐渡島の金山」世界遺産選定を見据え、国内外からの注目が高まることが予想される中、従来のPRイベントのようなface to face以外の手法により、これまで佐渡市（以下、「本市」という。）がアプローチできていなかった新たな佐渡ファン層の獲得を図りたい。そこで、「佐渡島の金山」の歴史・文化的価値をWeb空間上での疑似体験を通じて国内外に発信し、ユーザーの知的好奇心を刺激することで新規ファンを獲得するとともに、ユーザーによる経済活動や文化財保全等のアクションへのコンバージョンを実現するコンテンツを制作する。

4 納入場所

佐渡市役所本庁舎

5 構築スケジュール

本システムの構築スケジュールは、以下のとおりとする。なお、現段階での本市の想定スケジュールであり、提案に際しては実現可能なスケジュールの提案を求める。

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体						▽世界遺産委員会（認定可否発表）								
コンテンツの構築	構築		調査	構築期間										
	リリース					▽リリース（1エリア目）				▽リリース（2エリア目）				
広報・周知活動						★世界遺産 認定結果と 同時プレス			★プレス		★プレス			

6 業務内容

江戸時代の佐渡金山周辺の人々の暮らしにタイムスリップしたメタバース空間の構築

7 構築するコンテンツに求める内容

(1) 「佐渡島の金山」構成資産を軸に、江戸時代の再現をテーマにした3エリア以上の整備。

<江戸時代の再現をする際の参考資料>

- ・[“江戸眼鏡”で佐渡の街歩き 鉱山町相川編（動画）](#)
- ・[“江戸眼鏡”で佐渡の街歩き 金銀山編（動画）](#)
- ・[“江戸眼鏡”で佐渡の街歩き 金の道編（動画）](#)

・別紙、仕様参考資料 ※希望者へ随時提供。参照したい事業者は、[申請フォーム](#)より制約事項を確

認の上、入手申請すること。

- (2) 江戸時代にタイムスリップしたメタバース空間上での疑似体験を通して、ユーザーの知的好奇心を満たし、佐渡の歴史・文化の学びを深めることができる機能。
- (3) 外国人も利用可能なコンテンツであること。
- (4) 新たなファン層の獲得と、獲得した新規ファンのリテンションを図る機能。
- (5) 収益化に係る機能および運用提案。(例：メタバース上での投げ銭、物販、オンライン配信イベント、企業展示会等)
- (6) その他、独自提案

## 8 環境構築要件

- (1) デバイス毎のアプリケーション配布ではなく、Web ブラウザ上で実施できるよう構築すること。
- (2) 対応デバイスは PC、VR デバイス、スマートフォン (Android/iOS)、タブレット (iPad) であること。

## 9 非機能要件

- (1) 障害時の運用手順については、障害時の連絡体制・対応フロー等をあらかじめ定めて運用保守手順書に記述すること。
- (2) 同時アクセス数は 50 を基準とし、必要に応じて増強対応できること。
- (3) システム上でユーザー情報を記録する場合、管理データベースのバックアップ体制が整っていること。

## 10 セキュリティ要件

- (1) システム上で個人情報をはじめとするユーザー情報を記録する場合、関係法令を遵守すること。
- (2) 適切なセキュリティ対策を講じること。合わせて、導入作業についてもセキュリティ対策を行うこと。
- (3) ユーザー情報へのアクセスログを記録すること。なお、ユーザー情報へは管理者のみが参照可能とすること。

## 11 テスト作業要件

- (1) 実施するテスト工程の詳細が記載されたテスト全体計画、個別計画を作成して提出すること。
- (2) テスト結果は、専門知識を持たない職員でも分かる内容にまとめ、報告書として提出すること。

## 12 プロジェクト管理

- (1) XR 技術に精通し、メタバースプラットフォームの開発実績が豊富な人物を配置すること。十分な業務体制を整備すること。
- (2) 業務体制の整備にあたっては、業務全体を総括する「責任者」を定めること。

- (3) 契約締結後 2 週間以内に作業計画書を本市に提出し説明すること。
- (4) 作業計画書を作成し、進捗管理、課題管理、リスク管理を行い、定期的に本市へ状況報告すること。
- (5) 本市が業務の進捗状況や業務内容について支障があると認めた場合は、業務体制を含め、速やかに対応策を検討し実施すること。
- (6) 要件の最終決定、本稼働判定については本市の合意を得ること。

### 13 品質管理

- (1) 本システムの品質を維持するために、各工程において品質管理作業を行い、その内容を定期的に本市に報告すること。
- (2) 単体テスト、結合テスト、総合テスト等の各種テストを計画的に実施すること。

### 14 納品成果物

受託者は契約後、直ちに本市と本仕様書に基づく詳細な打合せを行い、次の納品物を本市の指定する期日までに提出すること。

名称	備考
業務完了報告書	
作業計画書	スケジュール (WBS 等) などを記載
システム設計書	要件定義書、基本設計書
テスト仕様書兼成績書	
操作マニュアル	ユーザーおよび管理者の操作方法を記載
システム一式	実行モジュール等
運用保守設計書	運用保守に関することを記載
打合せ資料及び議事録	
その他関係書類・物品	本市より指示のあったもの

### 15 検収

本業務は、本市による正常稼働確認及び前項の納品物全ての検査合格をもって業務完了とする。

### 16 見積条件

- (1) 初期構築時に必要となる環境構築業務に要する経費 (イニシャルコスト) を見積もること。
- (2) 令和 6 年度末までの本システムの維持、運用、利用に要する経費 (ランニングコスト) を見積もること。
- (3) その他、システムの導入に要する全ての経費を見積もること。
- (4) 令和 8 年度末までの必要経費を見積もること。ただし、令和 6 年度末以降の経費は提案上限金額に含まない。

## 17 その他

- (1) 本仕様書に記載している事項に加え、受託者が提案する事項も市と協議の上、実施することができる。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合、本市が提示する「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務で制作するコンテンツの成果物は、本市が著作権を持つものとし、本市がホームページ上や動画制作等を行いPRできるものとする。
- (4) 受託者は、受託した業務について、業務を一括して第三者に再委託又は譲渡してはならない。
- (5) 受託者は、本仕様書に基づく本システムの概要及び導入スケジュール等を速やかに提出すること。
- (6) 本仕様書の内容で疑問や問題点等が生じた場合には、その都度双方協議するものとする。

### 【担当部署】

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

佐渡市総務部総務課デジタル政策室デジタル推進係

担当：椎

Tel : 0259-63-5139 E-mail : r-digital@city.sado.niigata.jp